

令和6年9月13日
企画財政課

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人については工事請負契約書第10条第2項において、工事現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行うほか、工事の施工に関し、約款に基づく乙の一切の権限を行使することができる。としているが、第3項以降で八丈町の契約約款には常駐義務の緩和条項は明記されていない。

他団体および標準契約約款には、第3項以降に、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、常駐を要しないこととすることができる。とされており、現場代理人の常駐義務が緩和されている。

令和6年10月1日より、東京都発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関して、現場代理人、監理技術者または主任技術者を兼務する場合の要件が適用されることを踏まえ、八丈町においても、厳しい経営環境下における施工体制の合理化を図るため、契約条項を追加し、東京都に準じた緩和措置を行う。

1 現場代理人の兼務要件

(1) 現場代理人が兼務しようとする工事の予定価格（税込）がいずれも下記の金額未満の工事であること。

1) 発注業種「建築工事」以外の工事 4,000 万円

2) 発注業種「建築工事」 8,000 万円

※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額未満でも現場代理人の兼務を認めないこととする場合がある。

(2) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも八丈町発注工事であること。

※ 「八丈町発注工事」とは八丈町、および八丈町公営企業が発注する工事

(3) 現場代理人が兼務しようとする工事現場間が八丈島内であること。

(4) 現場代理人が兼務しようとする工事数は同時に3件までであること。

(5) 現場代理人が常に連絡が取れる体制であること。

- (6) 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

※ 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「総括安全衛生責任者の選任を要するときにはその事業場に専属のものとする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

2 現場代理人の兼務にあたっての手続

発注する工事が、現場代理人の兼務を認める工事である場合は、発注予定表にその旨を記載します。

当該工事で現場代理人の兼務をする場合、契約後、現場代理人及び主任技術者等通知書と併せて別記様式-1を監督員へ提出してください。

3 適用時期

令和6年10月1日以降に公告等を行う案件から適用

八丈町工事標準契約書変更対照表

旧	新
第 10 条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第 3 項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」とする。以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第 26 条第 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この約款に基づく乙の一切の権限を行使することができる。 3 前項の規定にかかわらず、乙は、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。 4 現場代理人、主任技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。	第 10 条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第 3 項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」とする。以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第 26 条第 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この約款に基づく乙の一切の権限を行使することができる。 3 <u>発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</u> 4 <u>第 2 項の規定にかかわらず、乙は、</u>自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。 5 <u>現場代理人、主任技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。</u>